

“ジュネーブから今を見る” 今日のヘッドライン

グローバル

2017年2月13日

日米首脳会談の成果と今後の注目点

注目の日米首脳会談では、日米同盟について安全保障の協力関係の再確認が成果と見られます。次に日米経済関係は対立が懸念される分野もありますが、協力関係が期待される分野も示された点が会談の成果と思われます。

日米首脳会談：日米同盟、経済関係の一層強化へ強い決意を確認

安倍首相とドナルド・トランプ米大統領は2017年2月10日、ワシントンで初の日米首脳会談を行いました。共同声明は、安全保障関係を中心とする日米同盟と日米の経済問題について言及、関係安全保障については(米国の日本防衛義務を定めた)日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを確認しました。

どこに注目すべきか：

日米安全保障条約第5条、円安批判、TPP

注目の日米首脳会談の成果を、安全保障の協力関係を再確認した日米同盟と、円安批判の形跡が見られない日米経済関係の2つに分けて注目点を述べます。

まず、日米同盟については、声明で明確に日米安全保障条約が尖閣諸島に適用されると述べている点は明るい材料と見ています。

また、当然のことながら日米同盟の重要性が経済問題と切り離された格好で再確認された点も安心材料で、在日米軍基地の負担見直しや、市場の一部に見られた安全保障と経済をセットにするのではという懸念は後退しました。

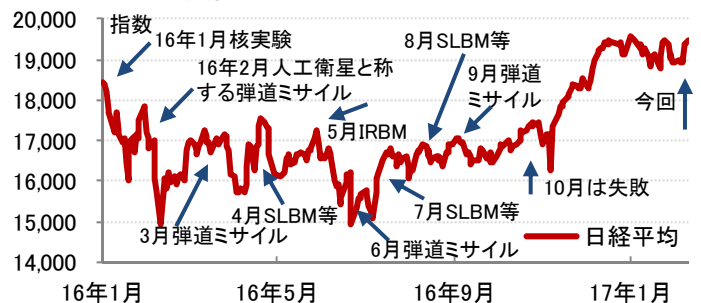
想定以上の日米同盟の強さが確認されたことで、日米首脳会談を狙ったかのような北朝鮮のミサイル発射に対しても、週明けの日本の株式市場は比較的冷静な動きとなっています。株式市場は北朝鮮のミサイル発射だけが変動要因ではないこともあり、過去の北朝鮮のミサイル発射と日本の株式市場の下落に(1というような)明確な相関関係は見られません(図表1参照)。それでも少なくとも北朝鮮のミサイル発射がプラス材料とは考えにくい中、日米同盟に対する今回の声明内容は不幸中の幸いと思われます。

次に、日米経済関係について注目したのは次の点です。まず、最も安心材料であったのは、トランプ大統領から円安を非難した形跡が日米首脳会談では見られないことです。米国の政策金利引き上げが背景と思われるのですが、ト

ランプ大統領は日米首脳会談の前には日本の通貨政策を批判したこともあるだけに、一応、懸念はされましたが、落ち着くべきところに落ち着いたといった印象です。ただ、通商問題について声明で、「自由で公正な貿易のルールに基づいて…(中略)…経済関係を強化」とあるのは気がかりです。米国の公正(フェア)と日本では解釈が異なる可能性があるからです。なお、経済対話の枠組みは麻生太郎副総理とペンス副大統領のもとに設置しており、経済問題は先送りされた感もあります。そのような中、声明で注目したのは環太平洋パートナーシップ(TPP)についてです。米国の離脱と、二国間の枠組の模索に言及する一方で、既存の仕組みを基礎にした地域レベルの進展と何やら新たなTPPを想像させる文言が見られるからです。最後に、日米首脳会談で名前の挙がったビジネス分野を見渡すと米国または日米にメリットがある分野が有望と思われます。例えば、インフラ投資は日本の高い鉄道技術力への期待が高いようです。次に、声明では安全保障への対応として防衛イノベーションに二国間の技術協力を強化するとしています。具体的には、宇宙およびサイバー空間の分野で二国間の安全保障協力を拡大するとしています。日米の経済関係については対立が懸念される分野も多々ありますが、協力関係が期待される分野も示された点は会談の成果と思われます。

図表1：北朝鮮の弾道ミサイル実施と日経平均株価

(日次、期間：2016年1月4日～2017年2月13日)



※図表1、SLBM:潜水艦発射弾道ミサイル、IRBM:中距離弾道ミサイル
 ※図表1で2016年3月は5回、4月は4回(日数)など複数回発射された月もある
 出所: ブルームバーグのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成



ピクテ投信投資顧問株式会社

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。